

## 神戸地方裁判所委員会（第14回）議事概要

### 1. 日時

平成20年3月3日（月）15：30～17：30

### 2. 場所

神戸地方裁判所第1会議室

### 3. 出席者

#### （委員）

内井啓介，守殿貞夫，坂田正人，竹本昌弘，徳永恭子，中西均，根岸哲，平賀真理，三浦潤，水上敏（五十音順，敬称略）

#### （オブザーバー裁判官）

東尾龍一

#### （庶務）

寺田俊弘，本郷忠彦，打田實，澤明憲，新津隆弘，藤原扇一，石川雅也

### 4. 議事（ は委員長， は委員の発言）

#### 4.1. 前回の委員会後における広報活動の報告

裁判所から次の2点の広報活動について報告があった。

##### 1 裁判員制度フォーラムについて

国民の関心に，より実質的に応えるための双方向的な企画として，兵庫県内16か所において開催したミニフォーラムが1月19日（土）の神戸地方裁判所本庁開催分（参加者36人）をもって終了した。（全開催分合計1043人）

##### 2 第二回新春書き初めコンクールの開催

小学生を対象とした書き初めコンクールを開催し，主に兵庫県内から1000作品以上の応募があった。現在，入選作品を1階ロビーに展示中であるが，当月中に入選者を対象に表彰式を実施する予定である。

#### 4.2. 今後、裁判所が行う企業等への働きかけ等の報告

裁判員裁判実施に向けて、今後実施予定の模擬裁判等に関し、裁判所が取り組むべき企業等への働きかけ及び協力要請の内容について報告があった。

#### 4.3. 利用者アンケート実施結果の報告

利用者のニーズに合い、かつ、利用しやすい裁判所の実現に向けた参考とするため、10月16日から12月27日までの約2カ月程度、神戸簡易裁判所において実施した利用者アンケートの実施結果について、事務局から報告した。

#### 4.4. 参加意欲を醸成させる裁判員制度広報について意見交換

先ほど、裁判所から裁判所が前回の委員会以降に取り組んだ裁判員制度広報について報告させていただいたが、これを踏まえて、裁判員制度における、「国民の参加意欲を高める方策」及び「現状における裁判員裁判に対する国民の関心（ニーズ）」について、御意見を伺いたい。

裁判所が行うフォーラムに参加される人は、裁判員制度にかなり関心の高い人であると思われる。国民に対する浸透という面においては、最近、神戸新聞のホームページにアップする記事が多くなる中、他の記事に比べ、裁判員制度の記事に対するアクセスは必ずしも多いとは言えない。ただ、一般の刑事事件や刑事裁判へのアクセスが非常に多いことから、裁判員裁判の対象となる事件に対する関心は高く、引いては、裁判員裁判への潜在的な関心度は高いと言えるのではないか。

今後の改善という面からすれば、開催された中で、結果的に参加者が少なかったフォーラムについて、その原因を分析し、分析結果も踏まえた上で今後の広報活動を検討すべきだと思われるが、そのあたりの分析はされているか。

各フォーラムにおいて、周辺自治体への広報の方法等に若干の違いがあったことは分析している。

裁判所の広報活動については、今までの裁判所のイメージをかなぐり捨てて行っているように感じる。それは、ある意味、驚きであり、非常に良くやって

いると思う。

それによって裁判員になるかといえば別ではあるが、国民は刑事事件に対する関心が非常に高い。また、模擬裁判を経験した人の裁判員制度に対する印象が非常に良いことから、実際の裁判員裁判を経験する人の反応も良いのではないかと思う。

裁判員制度のような裁判所に関連することについて、当の裁判所関係の方が頑張るということは非常に大事であるし、成果も上がると思う。人任せでは、なかなか成果が上がらないというのが日本の現状であり、国民への今以上の浸透のためには、今後も裁判所の方の努力が必要ではないか。

裁判所が奮闘していることについては、敬意を表するところではあるが、実施まで残り1年と迫った現在においても、47都道府県の地方裁判所が個別に広報活動を行っていくことには疑問がある。裁判員制度は、国の制度であり、まず、法務省がきちりとした予算を付け、テレビでスポット的に流すなどの方法により、全国的な周知徹底を行う必要があり、そうしなければ浸透しないのではないか。

フォーラムでの、裁判員制度に対する関心が高いとのアンケート結果は、フォーラム参加者の同制度に対する知識や関心がもともと高いことによるものであり、まだまだ、一般的に浸透しているわけではない。したがって、前述のような国家を挙げたインパクトのある広報が必要である。

利用者アンケートについては、投書箱のような形ではなく、もっと積極的に、職員がロビーで声を掛けてヒアリングをする方法を探らなければ、実効性は上がらないのではないかと思う。

検察庁も裁判所と同じで、職員が企業や団体に出向いて広報活動を行うというのが基本的なスタイルである。全国的なテレビでの広報については、定かではないが、平成20年からされるのではないかと聞いている。

制度実施まで1年余りと迫っている最近になり、説明会に行ったときに感じ

るのは、国民は、評議が果たして自分にできるのだろうか、というような不安を一番多く持っているということである。そこで、模擬評議を体験することも不安解消の大きな一つ的手段であると思われる。

裁判員制度を紹介するビデオや漫画には、随分と力を入れておられるという感じはある。高校でも、それらを社会課の教員に渡しており、授業の中でも生徒に見せているところである。若い世代である生徒達は、裁判員制度を案外すんなりと受け入れるのではないか。

日弁連では、裁判員制度が少しでも分かりやすいようにと、漫画を作成し、高校にお送りさせていただくなどの広報を行っているところである。

現実に裁判員裁判が実施され、著名な事件が裁判員裁判で行われるなどすれば、それ自体が制度を大きく周知することにもなり、今、余り神経質にならなくとも自然に制度は国民に周知されるようにも思う。ただ、例えば、裁判員裁判の姫路支部の管轄の広さ等、兵庫県の特長性を見るにつき、遠方からでも裁判員として出てきていただけるよう、いろいろな障害を解消する方策も考える必要はある。

兵庫県の地域性を踏まえ、姫路支部管内などでの広報活動について、神戸地裁として、どのような方策が有効かについての御意見を伺いたい。

兵庫県下には、18の商工会議所があるということは前回お話ししたところであるが、その他に町村単位で約60カ所の商工会がある。この商工会への働きかけも有効な方策の一つだと思われる。

現在、兵庫県の中には、地域コミュニティの再生をテーマとした消費者団体や婦人団体などのいろいろな団体があり、それら団体にアクセスしていくことによって、兵庫県の地域性を踏まえた広報活動に対応できるような団体にたどり着く可能性はあると思う。

消費生活相談員協会は、悪質商法の啓発イベントを全国的に行っているところであるが、管内にそれぞれ消費生活センターがあり、非常に熱心な相談員も

いる。消費生活相談員協会や消費生活センターに裁判員制度についての広報活動を行っていただくよう働きかけをすることも有効な方策の一つであると考え  
る。

期限も押し迫った現時点では、県にお願いし、現在12カ所ある県民局から紹介を受けるなどして、その管内の団体に対してリーフレットを配る等の方法により広報するしかないように思われる。また、神戸市に対しても積極的に働きかけていくべきである。

今、各庁で熱心に行われている模擬裁判については、なかなかニュースとして大きく扱われていない。それは、はっきり言えば、模擬裁判に出る人や出る発言が予想できるような内容だからであり、これが農業や漁業に従事する方、職人や主婦の方が、普段着のまま参加し、自分たちの言葉で行うようなものであれば、一般国民はもっと入りやすくなるのではないか。また、そのような模擬裁判であれば、必ず取材することになる。

#### 4.5. 次回の議題

次回の委員会の議題（テーマ）については、裁判員制度の施行まで約1年後に近づいたということで、委員の皆様にも模擬評議を実際に体験していただいた上、委員の方の裁判員制度についての御意見、御感想を賜りたい。

（了承）

#### 4.6. 次回期日

平成20年7月15日（火）午後1時30分